七夕歌抄 十七ヒ八

九曜文庫

花鳥餘情第十七

並八　藤袴　藤袴　八十二　二十八ノ二

詞　歌　巻若但し葉ゐらんの花

とあり源氏廿七歳の八九月の事なり

又豎の並べ

内侍のかみ御宮つかへの事と

里がちなる尚侍よ任をとりかへ入

内の事あり相遠なきなり

いかなるんぞと思きこゆ御心ばへよ

見るかひもなの君ぞと

[illegible]

御門の四と紫もかりおもしたなる御

車をあらしいれ

あらりあさいは

そそそあらしく人のをいかうへうとと

見いむうの君と源氏のうへとを御

まいきと人々見へうを

うすきうひ色の御うと

三条のうえうれ行へうるむうの君の

御うへをそうひおりなや

みゆふ車い御車ひ色りみうり

宰相中将なる文のまをとこまやうなれ

なれ様をとあく思いまれ行へう

夕霧の宰相中将なりなへうとと

りうくみうう見も外祖母の服と

きなり御服亦衣紋文平絹或薄鼠

文をを用うを服者乃巻纓うい冠のか

ざうとのうくつて

をうりあまうなうりをせ常御へて

見い少うをむうこの御あひら

ひとりあるうらみくこそのれくるつ
ひもとゝいろいろ夕ぐれの海ゝゝおもい
そいおりけるよとくつゝかゝ
ひとなきけむりゝへ秋いと
うちうちなげせ事わるゝ海
尚侍の御へ人間の事と
さいりみゝゝろわぶらわいひもみく
ゆゝろゝの君へ人間(ニンケン)ゝいるゝ御ゝいつのれ
おわしわるゝき事と
人きゝすまゝと侍う事きゝゝゝせんゝ

これを源氏のゝゝゝゝをのあるゝ人のき
あゝこゝろあくゝゝせゝ侍らゝゆゝるる
ゝゝゝゝゝゝ

源氏の御せゝゝこゝてもあき事とゝ
きゝゝゝゝいゝて
御ゝゝこの日ゝあゝせ侍へ事と
二月八月ゝ祖母(ソハ)の服ゝ六ケ月ゝれゝ
ゝゝのゝせゝゝゝ日月のゝなゝ

こゝにてかくれしきこゆるを今はあまたのこ
せしとをきこしめしをき給ひしきいとらうた
ほとて源氏の御女なりしほとくあつかり
又この家の大臣の勝となりていたく今のおほえ
さ殿よりかゝる人事とそありけるそ騰わ
里にはふかく捨られてんなれと上臈しき物よ
そあつかふへし
志のひとつ思給へて歎こゝろみられは
大臣は夕霧の女かつりもうて侍てましし
まうけへせ

さてこそあ御らんしてそかれぬ事なかりき也え
うときりしそ給き
内大臣の御むすめかみは源氏君はこれにて
又りそそなれぬ事ありしは志かふかうそいえ
らく思給へて夕霧のきみしをとゆきうて
夕霧(ユフキリ)は三り給ぬなるへし
らむの君のしれしるきをわきまへりけるを
らゐゝけるこ一夜ありらんは物名りらよ
と侍ゝ人一夜そのおとありし薫関
ら川えん思もらて

忠見之家集

忠見ハ津(?)の国よりのほりて山とみゆるよあきさへやし
蜻蛉(カケロウ)日記ニ付スヘシ秋の山へとらのまふ
ありハあつまりて何藐(い)姑(こ)射(ヤ)刀(ト)自(ヒ)物語らへ
に御事といふ人のつかさきこゆるを
今東らうたへいひつ詞付らひけりといへ
んもわるやうゑやらにしるへきこと
おもしろく霧ふかき夜歌よみけるかと斗りも
あらくとしハ藤衣りしよそへきこと
みちのくにまかるとや
うとひけりて公家の東武朝りけく

又題

むかしよりありけし野への霧おしハ荻やうとなれはし
むかしハ袖のつゆをいとふもひけるき
と東ありけき野へとむかしのとめりされ
んむかしまゆふきりとまねのゆりあして
ありけき野へあつハ萩のすさゆりを
かくら待へきりけるけさ中なくも
なおかりかくらつき事ハよを待し
とむかし萩のつひのれそうろこと忠
んち世へありて乃事をくしてうしを

以中將の常きい御消息をとりてや
しえまいるとおもひもとめて
んとかの常の事をなりいかにひとそて
なりきもしらるるまひもせりしら
いまの世のかたのひとをきひまそ
ら先の色のひさうらこ
そそを人をあらつるとりはきくらいをひ

てはしらせたん
むかしと御消息(きせい)よりはくるんやと
毎人命をそやとらまきすへきの
きとりあり給へるとすくりは源氏
よりあつのやうれるこ
はるかのわうれりいひとをきの事の
ゆうあとの事也
哀れ白人をくいてようつへ
ひゆ毎ゆうのあれのうをるこひて
ようつへきと

常きのみまかられてはてたるみき
こし給ひて御心ざしとひろき海よりて人いやましに
多くりて御心に源氏の君をきれみま
かりてあるべきものとうるはしく人いれ
はしたよし御ものとなけませばやうやうひろい
てゆ待ちうしうこ
まつりへともなほ御心ゆるしてく
なんとおぼせれんうるはしたうん
見たりい間のおぼしのやうに事と源氏
りゆきりのうるはしあこ

なんおい三よしてうしはあれと
儀礼云婦人有三従義専用之道故
未嫁従父既嫁従夫夫死従子故父者
子之天也夫者妻之天也
今案女子幼時父よりうしとなる
をてりうしうはあるうへよ源氏
はは御心のまりあるん三従のけいてとぶうら
しとは世の人の源氏の君をた
なりまり弘てもうりとなる御心
うしうまやむ事あさこれまうしはと

あるく物しるしなどなりのとられ人をすらも
ていくるるる
これは源氏のうらみを御なりし人に
もあるとあるふるてむるうの恨を
うりてはちるしるの事いとすうり
てしるかてるり我よゆつりけ家あう
人せさんうたまふと四のれるうう
しるるしたりるるをゆきりのか
うるるるる
たかきこの文るるのるるうるうせんに

牢(ラウ)は籠(コウ)と獣(ケダモノ)とい牢(ジリ)よこうるとい籠(カゴ)よこむ
おなりうるのんをるこうる義之人
のりあるる事をるうるといを
ムツりまいあるる
仔とまるるしきるるる
源氏の恩人をるる事
思まれるや
物ムるれるるまるき
月るるよ立るれるるるるるの人の
月るいまるるるんるいるわる色

九月ばかり月のよ

月のうつくしきに秋の行くのをけうとがる

夜の月を見すてがたしとて月の樓（たかどの）の上にのぼりて

と歌ひけるを聞きて法師の歌

いつもみるものとは思へどこの月の

こゝろのむかしこゝろにてこそ

を聞きしまゝとゝめたるとよろこび

よろこびしかるべきものなり

こゝろのまゝにひきうつす事に我ん

ものまゝにこそ

海ちかきところにて海を見たる

むかしの人の事を

なほ思ひやるべきものなり

いにしへの人をしのぶ

かしこきいにしへびとの文をひろげて

一句にんぶんをもゆかしく思ひやるべし

となり

をのれがかのものを作りしこと

まことにいとやすからぬことなり

しきしまのやまとこゝろを人とはば

大将はけ中ねたる　右のうたをけのれて所称り
ひうはう

うつせみ右大将（ニヤウ）有原の称まさあく文
といんとおわせちゝ　おとゝ　ゆ中　ゆり
されとおやりいきこゝ　行ゝくわてあき
こえ行へきこゝ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
中ねこのたりんつゝさの中ねゆりゝれ
中ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
こゝ行くこのゝ行せ
今集　ひけゝろのゝゝも相（ソウ）来の中ねも

ゝゝ右のけゝゝさなり
こゝ年のたりゝ世行
ゝゝのゝ房ゝゝゝひをゝろのゝゝ此
年ゝつゝゝゝゝゝゝ
朝日（アサヒ）ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝの葉ゝゝけゝ日影（ヒカ）の今来世行ん秋のゝに
と集　ゝゝのゝ葉ゝ朝日（アサヒ）の光ゝゝ
きゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ家ゝゝ下ゝゝの葉（ヒル）ゝゝゝ

ひの葉の下かれる是
御ぶしうへそらわひしうるや
ひけうろの山つひと岩こ文の御つひ
とひわひしうそ
忘れんと思ふ心のあきふいろ海のていろ海たそん
忘れぬるとまとうれと思ふ海のていろ海
人々をうれ新したるの人へうわうそ作りしし
けをおとい
あるさうれる文の文をもわうとむ別しし
忘なにをもわうたてうもてるのあきと

作りく忘れとといわと
仏とそ文ひうあひなはあさと新とをいまや
世新ひんの日をい君うたうふうよりて
あひひんりそ日よひうあるれとわさ
と新とと我とえをうなうひや
世うの我身ひ文りうへのすんり
をあるねとなうへあうとをあるん
とううう作へとをうんけうもわうち
あるをいつ
女のひんうへ世文とをへんんうへきと

女院御所にてとりくまれてあひきはじめ侍
とかやとあらハ思ひよるへきことも

並九　槙柱（ニヤハシラ）

心ゑたる巻名源氏廿七巻の十月ばかり
なるに廿八歳の秋もその事はかり
みくしげ殿（タヒ）の乃無（ちゞ）
うちよりきこしめさんとて
是ばかりの物のたわゝと年のわかもとら
んとりもてむかふの方にたちかくれ
ふる事と内侍のすけ（ビニタイ）
なりなきさうの事のあれいふ
よきこうしてい御とうもわるへれ

[illegible]
て御[illegible]の人々はいと[illegible]
氏の方も内の[illegible]
[illegible]月日[illegible]
[illegible]年のおりてい[illegible]
事[illegible]
所[illegible]思[illegible]
いしのかけとも年のわもとをのぶく
[illegible]
石山の観音と佛とゝ[illegible]菩薩と[illegible]

むかしの西よりこゝにかりうひけ[illegible]
ぬしなる石山の観音よむかしの事とい
ひ伝へたるなり
えもしらそこゝろ[illegible]
むかしの年[illegible]
[illegible]
るのまんもあらんまん[illegible]
石山寺の佛の事[illegible]
[illegible]
あしいつて
[illegible]

あまの八重垣（やえ）の物のあはれしきこゝろにのみ
うちとけの側（そば）にてうたなりたしくるを
きいさとらいふ（スキ）ゝ歌をしるべ
いうもしきこゝろ川へのつ
けしきとらの〳〵いとて
うゝ新しきさいたしきんもあるうこゝろ
なまよかけ句きとらとてや
四位（しい）の中将（ちうしやう）の中ゝ尚侍（かみ）典侍（すけ）掌侍（ぜう）女蔵人（ゝくらうど）この
宮（みや）の宮わうの新月（こゝ）の女友（ともだち）
うゝ御詠（ごえい）へさいるとけぶ事わうゝ
ゝくよう宮よのはゝ秋の人ゝるひてい
ひのゝ秋乃ゝ
なるひの外なる月ゝ
むうの思ゝ御のゝゝ
ゝりゝゝてゝゝゝ川へのせてゝゝゝゝ
おゝゝゝゝゝゝみゝゝ
むうゝ意（こゝ）ゝ
ゝゝゝ川へのゝ

とゝしの人の勢ちからをもつて
ゆめ世間のうつゝそれ用のこゝろの法と信ずん
地獄の業とみく待るゝ
ゆめ世間のうつゝそれ用のこゝろの罪人の
今業 山寺に三蓮川のうつゝの罪人の
衣をとゝ幸く脱衣婆脱衣婆そうれ
ほうわれとゝう
ほてのうつゝそれ用のこゝろ
源氏むらの君と嘉事ありとゝ
あの流大うゝ遠ゆきゝや尼 芸実

あくゝゝゝゝれしさいゝゝ拠ゝてれ
うゝわゝゝゝゝ実事のゝゝそれ
せうゝうゝてい師てのゝきゝりゝひ
きゝゝゝゝんゝゝ
うゝひゝゝゝや
ほうゝうひゝゝゝゝみゝの人のゝゝゝ事
ゝへんきゝゝゝゝい師きう
源氏の君のむらの君ゝて嘉ゝたゝ
ゝゝいゝれゝゝみ
みゝれゝゝゝ師

こうあれうの題

ちゝの世よりこのむやうもてりてあい法ふ

れいゆさきのうへと云ふうゝ見たまふ

ゆうりむろの元とちはるわるゝ世法

ふとゝ世のとれちゝゝ云のうへ張

てうゝみゆきつゝ

かうちもはるゝひるゝ御光りゝ

源氏のは事ゝ

人の御ゝみあるれゝりあり

見あるゝ見人ゝ題

夜一夜いゝうゝうれひまのさ御ゝ

ねの事ゝちゝゝうれゝれゝ法

ゆきうゝひ御ゝ

御ゝ人宮に宮ゝに御ゝはるゝゝの和

雪ゝあるあされ石ゝ作り

ぬひうはえつる決取の庭とうし

少ゝうの取ゝゝもゝゝゝとゝ題

ほうなれ

常ゝゝれと思ふ法了

乱脳ゝ　ゝゝ

はさうしくみえとやとくもてなりけり 来な
ともしなさせ給へは
小宮のうしろみの事合（カウゴ）給ひし給ふ
ねうすてきなともしなさせ給ふはるかに人
のきうふきやうりもしなされぬをいふ也
あさ水のさ
むつひ勝（ハウ）黒上のまゝ母也
女御ともにふれられしたまふ
冷泉院（レイゼイイン）の女御式部卿の女也 女（ヲトメ）乃巻
より入内（ニユダイ）ありて秋好（アキコノム）中宮よとされなり

ことをいふや
おの乱かなし給つけてけりしなりなる今の
内侍りはいとと句（リ）をくき（ギ）くをましなか
うな御今のとわりもれからりこさ本し
あふなあとよ絵のかをひかれ給りこれ
はあはしあふなか御今とよまれ給ふりや
いさかなれはあらし古絵しは実（ジツ）清（セイ）なり様（ヒナ）
黒（クロ）乃大将をいへる詞也
一と歌も乃世のおはさ本し
式部卿宮の御賀（カ）紫のよいそれみ

為ゆきしなれば（ヲトメ）
大将の君くわう給はけるときて
ちねのねのうちはなる人々物語し
給へる事をとこそのふる処
乃うしこそ思ひきつるひとつまきいしし来んりか
きてのと
ねのうちにまつひきつるを思ふ給へ
ゆとを或人乃文ハ行ものとこそ
とる物
あくらいけるうんと

なをうらいなくひれんといふうんとひる
しとわうう初へ
あにうう時よりゆるんのうりてそうる拍
是に式ゆうの朝更
いとうるしきうちりしゆうる拍
是のひをろのたれ初へ
おくこうんうちとなうい
後うる教中物ちといふ人々
けきの君ハうりうしあ
ねうるたうとみそう

[illegible]き幸なれ

雑儀なる事ども[illegible]

[illegible]

[illegible]

西宮殿云　尚侍新任之後詣殿陣令奏

慶賀之由　一階女下任官　諸司陣辺立堪内侍一人出来侍

奏　女官東宮　畫司一人相副　給禄　女装束　蔵人中宮御

内蔵付　内侍令啓　恭賀　有賜物

と奏ありしのち[illegible]ぬ[illegible]

陣まで[illegible]内侍一人あひ[illegible]

を奏聞しぬ[illegible]

と[illegible]退[illegible]

らの君いやうの[illegible]

うちやうでんのひへ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

女上は十ばかりなる男子といへる也
ひしみを女房をそやうにうりぬんとかりてを
さきにいむうつのりさやうにうらみ
してんをゆくへき事もうらうちの事と
ばかり
ぢ〳〵のんあつてしきりにうてもれ〳〵の
御まうりあれい
おなじい殿舎(ごてん)あるをしに来い踏(クツヲ)ぬぎのま
きれを人〳〵の事あれいかり
うりゆうされありてまうへく安しなり
とあいてはゆしと思ふる
うれうこくうりうれこ来ふれいをふ〳〵ありて
みるまふ
善部彌宮御沓消(セウソコ)基也
ひえ行こをみてうれく
我うりゆくこいるつり善々交うき
まうり
彼御んこへいあきうれをうてをのおりひをい
まーと
源氏の御事をむるつのつり思なふ

車の制

おほそかにもなく
これのすちなきにて
よ添こひなと思ひ侍らんと
おつかさ九華殿のなさ
なそへてもひあふも難き紫とんなりかくとかうちきん
縫殿寮式に深紫綾一疋紫草卅斤灰二
石帛一疋紫草卅斤灰一石八斗
今案紫はわくれそうしむかさそてるひわ
ひろうさとはそあり

さしひとは衣やハおかしと思すへきかなて
源氏の君の御これをさなかうてうつしたまふれそ
の人と思ひそへくも事とや給ふて
いかおもん外をもしつぬ紫をんてそ今ちうち絶
三位より紫の衣をゆるゆるへり加階
の事をよろこふへし
かさをきけるよ
ゐつのゐ也事を尚侍のかさをさしろとふ
いや但一紫けしむはせ詞
よそ出ろよしみありそ川紫むよるを

ふるまつりみあるうちにあるときとも尚
のんなりをしへうるへくに大将のんを
つとめてきこゆ来とありるやし
と御つかひいはういてうさこゆへ
きこゆるやしとみてそまきに尚侍の
ふるまをしとも思ひうと
ちかくいあるうなりを
殺侍(チシ)のかくこ
なりてこうまりとあるつてく
玉かつの君乃ん
ふうらけねやるれと

たれの君にあるとこそ思とあて
ひとりとあるうと
ひうりあるこ世侍りし幸を
御門の御幸にて
かの文をもさこそ尽もつの御ふと
御ひ文の幸し
乃ちわるうるふとあれそや
勝月(ショウゲツ)秋の幸ひしりに幸とあるみる
いまの乃ちわるうたるはるうる道
ものうさ恋のつまなるうやと

ぬかの道をさぐりて
くるすにそなへられし事に
やまうつせ者よりもたてまつりて
みくらのもとにんぞもしくわかと
さうもちゐしに事なたりひらとんゆま
ちゐ者とぞ
ぬばたまのかやのねわらうりを
詩云女子有行遠父母兄弟といふて
おかやの事いわ所つきさるを
ぬつ乃つきの藏よりけるを事に
きり給へとも四へとうりの事に
一者とぞ

花名條書第十八　　梅枝（ウメガエ）　藤裏葉（フヂノウラバ）

十八　梅枝

以刻為奉名梅枝（ウメガエ）　備馬（ナイバラ）　とゝへの事也

源氏廿九歳の正二月の事也ゝ

たゝひしきの事ゝ

あゝ乃ひゝ　春宮御りき十二歳ゝうれし

ゆくゝ　ゆくゝとおもひ

春宮もゝ　二月ゝ御ゝゝゝの事ゝ

ゝ人宮ゝ

春宮（トウグウ）ゝ　朱雀（シユヒヤクイン）院の皇子（ミコ）　今年十三歳ゝ御

元服い廿余日のかたよりは又次
泉流の二月は例と接を利
はしらひのわやうすわかくは
故流のちよみる藤人乃来紛せる事
わくへきやひのうらひのわやうすわくへ
ア二泉流乃ちうちうちうてきれ次よ
人とよりうち絶つこ
そんこのいまちれうりのうと
そうりをとんこ展物書写の稽あ人
しとは海りいろ絶よこの字と

主の第字よみて主の字ようきてそ
のちよみ主とうきかせうなるへ人そう
とうんとよみやう事は山ねうりよ乃孫
を沛そうとうきうう彩の字とうんこよ
り事人ふうひあうそんこうう
流いそうきうきうんう承和い仁明
天皇乃年号ふ二乃方とつふうのと
行度の二乃利
うへひんう乃ふれるうそう沛そう
いそうりはうしかおそ沛て

放出事

李部王記天暦元年正月二日於大皇太后宮
所院拍殿西対南放出平敷と王卿座南北
対補以西東廂西向南上敷四位座
又天暦元年三月九日奉駕幸朱雀院其殿
裝束母屋放出南辺対鋪両主巾座 各畳上表二枚 加茵
太上皇東向今上西向
又天暦元年三月十六日太皇太后御栢殿設法
華八講十七日朱雀院其殿放出安置仏
像列倚具東廂敷八僧座
又兼平七年十二月十七日陽成院七十御賀
正殿西放出才三間立螺鈿倚子
小右記永観元年正月二日中宮大弾食其
儀二条院東対南放出三間儲公卿座小上対
座立畳盤母屋懸簾底不懸之四位侍臣座
在南廂西上北面
右以此等記加料簡者謂放出者南面母屋之
名也河海曰廂者誤也所詮寝殿母屋南
北中央以妻戸隔之所謂内之妻戸也 或以障子
為隔以南方為放出以北為内方南放出中

立帳基有宣之時撤之次東放出西放ハ
正殿為中央而東西各有殿謂之東対西
対也寝殿与対之間有透渡殿不及対屋
作之時東西構公卿座子午中門ヲ作ツ
ケタルヲハ対代トシテ東西対代ヲ故東対母
屋ヲハ東放出トイフ西可准之
此物語若菜巻ニ
みかさ山はるかすみのく
なたの空にうちなびき
みかさ山
みかさ山のふもとにそ
ちかたてうるこれ一二乃ゆいてゝ
て母屋のつまにおくる
みかさ山殿のうちにそと書いのこ
てらてんのつまにそ
右物語ハ
てゝ殿おい南面の母屋とみてこうそ
ほうのうちにそといふ
そこにはんこ板乃妻のひんこの中に
敬おく東の対の母屋と中といふ母屋と
東西ニ庇とのこ

きて御堂をたくさんに放ちおいて人
のくらとなりたるなれば八条院の
東の対に敬屋を設け侍氏の者も此付殿敬り
たるなれば一きわ
ときいあ対のはおそれおのを行ふ業と
乃あるをもまた前と名別へ人をかくるを
一あのくらそこいるい西対の放ちか
れこまとりあをくう見て色おりのも
六条院りの対屋二ありとみてう
八條の式部の卿の宮に御わをゆくかを

ふいてみあらをを御ふわ
八条式部卿宮本康親王八仁明天皇の第九皇
母ハ従四位上滋野温子参議貞主女源
氏の君にあらをを御ふわとひをにのう人
乃わををををを御ふわ
和和の口ものをれいをを人をや
うわををを但人をを御ふわ
をのををを御ふわ
ををを加減をを幸あるにりて御ふ
ふ御幸のわをを八条式部卿宮の宮上

北条式部丞殿より久世
方へ不残男と兼和御門のかいもつ出
申よのせなれは第上のと正統ゆきと
さつれりうて源氏君のあらせをという
なうひとのうてていそう御うに仕へ給
申そのきうあらさ
かうこの御ことをのやうなのすこと
或抄云東厨子のうへよりへのうしよ香壺筥二
合下腰り藥乃筥二合と置此筥四合ハ
皆同様にて角なり筥也但網地と可

見香壺筥ハ銀ゆく蔓壺の大ちゆ
ゆ絵壺と入ゆ二合ハ八わり意地と網料く
此薫物ハ梅花落葉侍従是方とて網但山
壺乃中り雲母壺あるへ錦打立あり
紫裏ハ白針指乃生の物ゆく表指高ハ
さうあり号入帷茅筥二合折立同事
也一合ハさきのゆ壺三ゆ乃ゆ出
乃ゆ乃てけいあり一合りゆりゆ物ゆ
いゆいあり乃ゆ根乃根筥乃具の指ハ
鶴乃ひりひゆう着毫ゆいと立てい

まへりあかいろのからに生れ物をとりつけ着
たる納る筥を帳の方に作り西東わし
て一面此ホりを入帷同半之西厨子の上の
腰に造紙筥二合折立あり揃くの造紙
あり二合あまり切角の筥之下腰有櫛筥
二合丸角七寸櫛入懸子小硯あり折立
あり　今案母屋調度東西厨子に小筥
八合ありその中二合ハ香壷の筥や東
の厨子のうへにをく一合ハ蓑壷四つ入て
梅花木の様に薑物雲母畫物の中に

ありとさりきらいハ銀盤に用之灰のう
色よそらん黄なる下二条大納言資家卿
母屋れ作しのもとの手箱ヤ云薬の筥よ
ハ紅雪紫雪のろひんらし　と入ろ
と思はられけりハ作れ三をて入物ハうすは
う孫のついとへ永久の御調度のハ思ふ
精えてきうの薬れここよたるいも乃
色よれやうなる物らつきろとらけ模り
人ニお害よてハ延らん丸薬を入く尤
はいさりけるやとおもはしき紅雪紫雪

を中堂（キヤウダウ）にてうちたてゝ入り例を
を作し風ん永久（えいきう）のことのこゝろいき
らの一をもうむるきっかけしを
いつくへよをれんまつけわきらしを
こゝりいのまゝ風流（ふりう）をつくりれる
四季をうつき日記（にっき）りいみし永久（えいきう）のよ
いさやうのあらみしくかくるのをて
ちうさ馬乃おの中をけうらうひそ
乃んのしいつてんせ御まうりよいらに
二枚つゝうさるのていれんあるんとけあん

大ゝさいをわひさしのてゝいまのよりい
ありうさ者わそはりうふをんしの入道
をてゝれくゝを所ゝくさのてゝこそ
やゝていうれあ所ん東山乃入る
くりかくゝよゝのいのしを所を
てゝしゝわゝ

仁葉（ばう）うん所りりいあゝゝ乃松ちうきりそ
ひうゝとゝりてあるのしくひきむゝをひあゝいと
のさもうも

西宮（さいきう）杉菊花宴御膳具（ぜのぐ）心葉（こころばへ）藤花（ふぢのはな）門組（くみ）

云々今集ん系乃枝を梅し打枝のゆふ
ゆ秋そうらゝ物こ
うゝいうゝのほそ物うゝへうゝ女乃さ
うゝかつけ作
うゝいつゝ物うゝもの細長しの御
番細長こわりたやまりを女の装束を
立うゝ来乃文こゝ物こ
御をとうの文ゝうゝく
あ物うゝ乃高物とそ文のゝゝいをわ
くゝしゝ物うゝうゝて

うゝのあるやうよゝいつゝ
御とうゝのつゝうゝ
西氏の筆の作てよ寺院への引出物とうゝ
て名物ゝうゝみをゆゝうゝ
うゝ記人ゝうゝうゝてゝうゝよ中宮ゝうゝ
ゝて物ゝ利つゝく
姫君のゆゝうゝ乃御うゝゆゝよ秋ぬ中文を
沙汰ゝゝゆゝうんと思ふゝ
あゝ物し
あやうゝ物と斎文女御をてよ中文ゝて

是相へハあやかり物と思ふへし也
右近の陣にハみかは水のほとりなれはとてつゝけ
のうた敷の下より河らみさハちかき河も勢
まうけと

或抄云西院より出る瑠璃の川あり二わ
かれ中川とハ侍従瑠璃よハ荷葉の様白きハ
梅花とかりてと云薫物とうつしみなと
紙に河をまハ梅花ハ梅なと菊花を
こかうの下より川むとさるとも川黒方
と云字一してくろきをうつさをかしせ也

されハ紺ハくろき色なれハ是をくろきに
取しとなり松ハ四季よりもひて万木
の長なれハ是れよりか薫物よりさも行
ありしそ貞松ハ歳の寒きにあらはるゝと
いふそもちかく思よりも古今の黒方と或す
なとの思ひなかり冬の火へ火の時
梅さうの匂ひ寒き對されたらい
ありし方ハ薫物なりしあるまれなこ
う松なりしハことわりけれ
たいのうへの御方ハみくさある中になかい花なかや

のふまうしくとてやきんちうひとうを色
てうしさうりくうし
さいうの意抱ハ八条殿ハ方のは
ぼ思方の外よ梅花とあワせ給ふ時ハ二九
方い不偽男と以ハ思よのあうをもへうて
ゆ抱なうへうれと梅花ハ時をうう人去
とかーうみうれハ二の句とハーよ
て梅の美い梅花と名をうれうと判
しうて寛教信部ハ流ようもく去
あれい下みとをうをうれうやきんを

らひとうへううみうう
かえうと一うをハうせ給ふ
夏のハうをあれハ荷葉とハうせ給ふのよせ
あかりはう
くのえうのハうれうハきハ朱雀院
のとうつうせ給ふ公忠朝臣のとうえうひハう
うもうれ一百首のハうを思ひえく
山路の河わもうの気あり河ハ思えて
との意衣書百歩香をにうひて思よ
うへうとううもうハあーのうへハハハ

世俗に壹反百歩乃二とうゐてせく新
しく見しかもちんやはれいいく水雲
えゐの一の前朱雀院に兼平ゐ御つ乃
内事に忠胡殿もその世にけるゐ
せうしく見くゐ故に朱雀院の薫
衣香といふことをおもひ出給ふのそもき
御方とおもひ事と百歩のゐとしてまた
かうを香家の遠くゐうとして百歩香
といふへ一方に乃ぶ出へうちんせ
一の来有地の薫衣香と忠胡殿百
歩香と二種とあるのうへあらせなるゐ
いふへ一百歩香四条大納言の家ゐ
出ゐうみしられと兼和百歩香とは
つを伝ふに母ゐうあう方なれを
忠胡殿のそもん事をうこうゐ
さうあるとゐうえくいふ梅花荷
葉ゐいゐれもうくうしうを
あるのうへ山二の方を思ひくあるせ
紙ゐると思えくといふる前朱雀院に
和平御門の御事ゐり西宮殿御部

公お朱雀院初おなり時素金餝檳榔毛
山前朱雀院い字多御門の山車に兼平
御門と朱雀院とやはつきて宇多天皇を
前の字とくりつくやはり山物語りに又
朱雀院すにうくゆる平の山門
とお朱雀院とやはこ山御時より公忠朝臣
菖蒲方おとそてもれつ所と
はりそはまい
上の句りきりはる沢十日とありはのあり二
月初とそる相遠きれ

りそはんふる来のありたるこころひ
しきみるれ
さる来乃巻りわれ
文をれとをりつへ行く
助音に事こ
寓乃巻りやはるわるれ仏ちつる寓乃わるれり
當の名名野曲のすせ巻つ巻る花
い菖蒲事こ
ふひとの孫ふる物をもひとてるとつきふをせよ子絶行
乃中ねの宰相の中将よりせいねし行

とよみつゝ

心ありて風のよくらむ花の木はとまりもあへすちるやよるへき

風はちらもいしてちらさぬ花とゆきやうなれ共こ

よみ人宰相中将か摂局の事を語り

作く下の詞にかさねてかくとあり

霧ふる月と花とを見てもよそ孫の見るをかたろひ兼ほし

見るのかこちつゝはおしたくりみて分くへ

年かね梅の枝をとらふりつきて孫くのみるを

ほころひかかりしは語りゆまるゝ我ふりき

にありて袖見るみかぬよしや

萬の香とえみぬ袖ふりてとおやもりいはやとらうん

出えのぬは緑みぬもせもみ泥事し

いとろしみやとふひ絡

若しふと

俳とつかかゝり絡ふ

しかりは我へゝとらう哭

哀の根しますにしのあちらてと

西の対のうれちてそく秋風中文のまゝ

もとの句へや

我の前の僧しきいに絡しきしよりて事あれを

よ給しきこえ〇の事ハ子のはかハ中

しるとの葉にもも〇ひあてまほしも舵

またハいるりやともともや

きやうてハ姫君より

遊遊ともくれさらん花宴巻にも若紫

上きにあるとあ利

いゑのとみん里ハよめハしてきハめくありくり

いまの世ハ假名ハ弘法大師始作之いろは假名ハ

如日本紀万葉并古書樹之日本紀假名

モ假声書之万葉集ハ以音与訓与義書之

ことりてなそ

わうようハ奥之背にようあめのものとよ利

ハ外ともとまなりてのゝ

よろこさ所ありてあひうきくれうし

はよきあまハあすまおひのわりわや今よ

かわるを音曲いしよてうまてつよき所

あまて餘情ハその何うを心切やうしあら

あうしひまてよろしとわれハなとやし

かあきおな利

やにまへのき紆えめ

[illegible]

[illegible]

いたりぬるをくるはて

すくるはるをいたりぬるかんしはふうと

いくつし

ゆんぬのうをみるかたるりどけるさり

ようもりぬるし

まんぬのうをこたるとをくて草よ

うきぬるとてをれるをとをたわりるかと

うのやうりうきをくさいをけるさえを

をくをうなんぬ

ゆをうるのうしを

巻物をまるをくてをしにて内典外

典乃古りを巻分一巻分二ぬくて

ありもぬるのまつをくるを

京きをゆまをうりをを

ゆををうりをいるりまををいてをうを

伊勢物語の初をにいりをのうへを

の為へ

あてをを忘年をを思をりをけをの為へは

おもての文葉にはあしれよのありに文字をか
くく水石鳥なとゆるされきるすや中
峰和尚のさいの葉をきとふ文字の旅は乃
の葉よにはらきを残しく
いかなるやうとえらびて給ふなり
御前よりふらふに三人の女房よりのかへて
いかにおもしろきことあるなのよしと
あらくさりの利あり
ある一首をさいらかくをとふるあらまく
作るしの枚とあり三行つるきのたらちめ

まきをね遠なるへし
ふくうけとて作あしや
班超投筆硯歎曰大丈夫當立功名異域以
封侯安能久事筆硯間乎云と
今朱筆をなけうつといふ事はかなし
かなもしるりしかよりふるへし
みなもとの人の歌よ人水くきよあれなを
藤龍の一句はこれをくる人のあらなとて
みなの人のなみとさんとてうる人の袖をき
色も波をあつかひとして作一句にかありてハよう

ら及事ども多の中に絶妙の筆跡を見
てしかるに感涙をもよおす事よ初めとか
つてくりつる
所詮の御門の古万葉集をえらびせられし四巻
万葉集一部廿巻平城天皇詔侍臣撰之
見古今序又万葉抄五巻一流紀貫之撰
之一説梨壺五人抄之同廿巻抄不知撰名
嵯峨ノ御門撰四巻月六中不見但うわき
撰定の抄とて四巻のうちの一巻
えらびもたるやあるべし

延喜の御門の古今和歌集を
延喜の御代に撰ばれし和歌集あれい
まかりて宸筆をあらはせにつりぬこ
とおもひけるあさ事也
おもふ事乃つまりてまいりて
切灯臺のもとに
ゆくゑあれ
源氏の君の夕ぐれまうる
やう乃事いうこと所詮をしへたるよしを
かたへくも

これらい源氏の君は少くうりを敬(ケウク)
ゆ事とかゝきゝ給へとゝもゝんぐーのむ
うれた桐壺(キリツボ)の御門のひとゝとゝるを思おし
給へて
隠ゝゝとものそれに思ふんわかやと
夕ゝうれたもんぐーみくあきいんよおりふ
ゝうわかゝ人のをゝゝうゝ(ゝ)
いゝけうゝうゝゝ言はゝうゝうおひいゝ
源氏のうゝ事とのうふと
うゝわやまう給へうん人のうゝつうふ
見い一度みうゝうん人をいんようふゝ
すゝもうひゝてゝんゝのうんうふさ
家わ四へきゝゝ
女を給ひうゝにおゝれ思ふけき給へゝ御
家ゝきゝう
これを雲井の月ゝ事ゝ知ゝのふ
けさ給ふゝ
おゝゝのうゝつれの給ゝ月
源氏のうゝ世給ゝ時殺(サヒ)仕のわゝゝの
けひ事給へ内ゝ事ゝ

うちつけの若葉もやかへしちかひけるかな語
後は乃ゆかしくおもひみなくへ返り行
為のわたり女君はなにかやさしける也
おもしろきとくさとうきさぞ行の深の那
雲井の雁の思ひのふかさ也
実しきりけりとなりぬはさまなきすまし
源氏乃君は夕霧にこそ心ととろへ人と思
ものふかく思ひ給ふ事はおなましき
を夕霧は実しきりけるもの給ふなり
給ふらく思ふ也

かくありとしらねと心をとめや世をなひく心地なん
夕霧(ユフキリノ)卿よきまれぬ人や人のしたしかりつ
おほかりけくさてあれこそ思ひ給ひけんな
またとものかまへにて行くも那しそ
ぬは世のしたのふかくひろきをうるみとも
思ふわくと雲井乃雁の返事によそへ
なにはちらくれおなましれある事をかれ
めりしうち詞をわれと夕霧乃きみには義
なりとをり行の事なれはなにはる事を
なりけりとものふかく思ひなんとおほしと

思ふこころをどうれんとうきみ為てこいうけ是

十九　藻裏葉

〜詞書　右源氏廿九歳の三月より十
月までの事みなり梅うえし日辛こ
弾いそぎの頃も宰相中将いまのちうしにく
れいそぎの頃右大将志の東宮へ
まいり給ふ事ゝ宰相中将のちうしに
御ゝ雲井の雁の事ゝ思ひ給ふ事
いろ〳〵

女君を中ゝ宮のもとに
おもひ人ゝ中務ゝ

とまらせたまふ事

はかなきものやうに思ふこころ作りの

中務の宮のいとうつくしうきこえ

けひこさせたまふと思ひたまへ合はせ給ふ

付

三月廿日大殿大法師忌日のこころざしを

しまいてのち

書部王記兼平二年三月廿七日皇太后宮

極楽寺為先考太政大臣昭宣公及先妣王氏人康

親王女追福修法會云々

と棄極楽寺昭宣公建立之在深草

三条の大殿大法師すべ

たてまつりたまへるなりけり

これはまことの源氏の君の事

作り物語たいのまへ九ちの御ものがたり

ものしたまふ

光源氏の物語

ものしたまひしかひなくなりたまひ

にしかばあさましうかなしうおぼ

亜衣の文長いわうき時二藍次ようさ紀
田沢りあさ花田之郡参議い二位三位の
中将なる我いつ夕暮い時り宰相中将
北条殿りあるとうるあひいわまりわら
りりはまてこうきき花田よりおあ
のおりて

月を行りそのまと

四月一日はとうるみりうりりりりりうる
おかはりなり位下の詞よ七日の夕月
歌とあれいりまりりりきりりりりりや別れ

こうしと言ふ人
文籍ほを家礼といふ事れあるへうやあにらし
のりりへもりりりりりりりと思りりと
内大臣の我いあやうるみくあ日を夕暮
の家礼のりりみりりりりりりり

事をいふといふ説あまたそれあまれ
なれるものをもつて用ひられ
と雖も猶足利尊氏の外甥なし
ハ散刑もあるべき事之家礼の遵觴
なる史記を引くなり家令のもつて
ましての事にあらずしてやうよ
覚と作りいく
沛時ふ作りたく
作ときいつそうきう選人をとりてあす
とくうるはるうと

宰相さうつをとりちるゝ宗きてうも伊
ーたくこれをあつ
天盃と作りていふ舞よてうく沛舞
もあるとうれいそうきうり辞を郡の外
甥の家礼とあるを
作きゝたんあるうれと
巡流也
あうきとうふ作いてけやをも川う
まつあるゝうれ作てう命にけるる
これ家のうちうへ作てり

あるときに京のおとこ乃みうらに
なしく家のうきことをなげきて男かとう乃
女のあるりけるこのありけるをおと
ようそいをつくりんとうんぬ年サ
ねいまは幸と思ふせくうへうとかく
こゝろをくもやけしも所まうけるあ
乃ぬりけやうに元乃宮仕前も山河
いわりこうあんうあるもの〳〵うへ
あるこゝろりけやきこゝいあるそれ
よりて〳〵山家のとかく乃助吉

志ゆへ〳〵うえこれをあるときの京に河りい
ゆりてよけるこゝいかゝりゆるけか
山家こゝへ例の屋物てそれ
りこゝろけるをこゝりけるとうきか
きなこれりこゝあるかといたえ
てこゝろけるこゝしつきゆるこゝ京ほとん
家のあるあるまこゝうとゝて
ゆうてんこゝもあるしこゝ作りへ京れ
河海一つをこゝ指遣乃京なるしくもか
ゆりもこゝかのゝしゝきこゝし

きるといふやうなるものなれども
拾(シテイ)ものいま一首のうへ
人のものとほしうるをみし
れといふものなれども
いつのときわれをうらみん
方をたてうるべき事わ中(サウシヤウ)ねの
いまだ事の詞い一定(ヂヤウ)をなす事の事に
よりてりうつべき事也
いてきわしるか
そうつてうきへんのとうつ場へわ也

弁(こノ)かわをうる
いくらもなくてひいてゆくもの
弁ケ将のあうきとうひし時々うり
の我い川口(カハノクチ)の弁と迎(こメウ)ひたる
ありしとかうりうるとき
思うるを開(ヒラ)のいうきこうるもありしか
ときもこのひいてうんをつようるし
をわやたういきりはるぐつまつうる
うやうう思ふつるといふ
うるかしこつうる

あさきゝとつひ[illegible]
世の[illegible]我あさきゝ[illegible]
実のあらきいつ[illegible]
しわ[illegible]

[illegible]

弘仁式ニ
大政官府應給[illegible]陸奥國外散位三十十三
人事擬郡司廿八人白河菊多刹寺[illegible]
自餘略之
右宣國府外散位等如件者宣兼知依件

給券　延暦十八年十二月廿日
今案　男[illegible]返歌いらくぬりとゝ[illegible]
乃くさ[illegible]
[illegible]
[illegible]
あさいつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

宿世の縁なりと人の知りがほなりきの
ありし
師文いまを志ひとりぬけ出でて
ありと申しかたへえきこえ侍りぬと
此ゐ志のひとりの師文うらいありし
とをふへ申しを志ひとりかわるくぬ
をえきこえ侍りそいうかたりしや
物いひ侍りをきはべ(ガテ)をつきしを侍ひ
てしらひらるく
侍ふせうの師文きりいとを思しらの
ゐ

初ふ毎ゐ思ひ入きこえ侍へきを
是ゐ少きうの文ゐ中に初さ川来せき
ゐつうこ侍ゐのうこうをきうとうへし
ゐへゐんゐ毎へゐこさうゐ思ゐこゐへきん
ゐ世しこを
少うひゐの毎ひゐ志ゐうをたゐ毎ゐ神の不(ミウク)と
此年月ゐ志のひゐ神をこうりしうをゐ
ゐうをたゆさようをけいゐこを志川
ゐをのけうゐうこと人ゐをうゐうと
ゐを侍うゐ人ゐをうゐ侍

きりこしかけり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中はら紙にあられう家作りとな
つけ侍る
おの〻家毎に作りうへ
り雷神の旦を祭る母屋の
水もらんや
あのあと堅固なる瑛を以て水洩不
「西」もらぬ工夫を有
水方もなく人すくい
二条北おもての宮雲井の名所雲井
なり

あせちはきうつる
雲井の名所実母
かくて六条院の御いきは母よ日ハ初り別
明石姫君の東宮へ参給ふ
あいうへ人わきてもまて給
ひしの上間の日ハ初つきにまて給ふ
なりみわきの西依姫の別雷神とうと給
しあるやうや御生とくす給
いちをあるゆへの形
ともを利新宮にたてすみやとハ

わひさかさみちとい[illegible]
[illegible]
近清[illegible]の使い次中[illegible]
賀茂祭当日祭の使を清つらと用ら
面い東遊とそ[illegible]
人倍清い[illegible]被[illegible]
使ひて[illegible]人[illegible]
儀式[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
折桂い夕雲のもと文章生[illegible]
車とも
[illegible]
紫よの事と
かの[illegible]
明石よと
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

くてうらのゆとなくとうらの人ゝ来を
紫上の御方者ゝ
まうり給つよ居者乃ゆちくうら給ゆ
きくいうよみもつせく思給ふとゝもみ
くれしうゝ人きうし
人ゝゆつるまうう西ゝりかう事も
紫上乃御方ゝりう給ふゝ
三日をくてよいまくさ色給ふてうゝ利
りうのうゝ歌
ゆゑよゝのゆうゝうう給つくうのつそう紫

上乃うしれ上ゝ御方ゝ対面ありし
御て車ゝゆくゝれ給く女御のゆありさ
まうゝくゝあを
うれうの明石乃姫君ゝいまく女御あい
ゆうゝ給ゝ上と華ゝゆくゝれゝをゝ
くゝゆくゝいつく明ゝくゝ乃思給ふゝを
もう頭
うの秋太上天皇ゝあくゝ西ゝくゝ給うてみ
ゆくつりゝくゝかくうゝりあくみうひゝ
長恩天皇ゝ下ゝ詔号ゝ給ふつくゝ帝

代位をうけて天の
の号歟を位すつき給いまうの院号
あるべし敦明太子小一条院と号を
称し甚例なむ事へ乃太上天皇と
号せあるべきうく院司幸官幸爵封戸
をなる太上天皇より一事ならぬ所あり
給べきうの事は物語り満雲女院の
ひとり六条院の御事なる太上天皇り
なるべきかと云詞をもてり是を
その脱屣の号みるの号よあるる

必ず御封の事は小一条院の院号の時は
御封八千戸如元と宣下せり所太上天皇
の位の封し法令つ尽はるる定られる事なし
東宮の食封は二千戸乃ち定式よ
のもの定られは小一条院は東宮の時れ
封をうのもの定られるもの源氏
の先よ太政大臣院号をうけ
乃太政大臣の食封は禄令よ三千戸
みえり小一条院の例をもて三千戸
のもの定へきうの四人未だ

たゝしくらゐとゝのゝ初ハ三千戸にして
くゝ国つきてゝ法成寺用日ゝ度ゝよ
なく食封とくゝ入給りゝ事あれゝ
それゝ別ゝ国ゝ殊恩なゝゝゝ京洛の
御封乃事ゝゝゝゝとゝて第一ゝき
やうの法ゝ太政大臣封戸二千二百五十
戸とゝゝゝゝ

紫淺緋い菌いろ濃緑い藍と萌安心
ふく深之淺緑い藍と黄蘗とふく深て
練い藍いろふく深之今世四位袍三位
ひと〻羌矣なきい一條流西暦乃法ゝ
ぬけ小ぐりよろわり小野文右方ゝ流
みゝりゝ山ゝさゝとゝ〇よかちは
い女二下のやをゝき定よゝりゝ れこ
きり山ゝりわさみゝりゝよりゝ七
位衣ゝ也ゝ六位ゝい緑ゝ〻〻
二位三位い淡ゝ紫なりとゝき紫ゝ強ゝ

八一位乃袍乃色ゝやゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ大概
とゝいゝ位ゝ乃車ゝ乃ゝ乃ゝ庶明糸
位乃中納ゝゝよりなゝ時九糸右方袍ゝ
ゝゝすゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ行ゝり
京極中納言ゝ糸位三位の時
糸のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ衣
ごゝりゝ袍乃ゝゝよゝゝゝゝゝ
ゝゝ事りゝゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
後撰七
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

今業平ぬいたるあとあらはなるあさ
ぢのうへに
中納言もきて見たまふとてあつまり
給へるあるじ
かつらの宮の御
かはらけとりまいりたまふ
山水のけしきおもしろくはなはだ
いとしくとりなし
前の夕霧の自撰の詞
神主
廿日あまりの月
あり

康保二年十月廿三日村上天皇の朱雀
院に行幸あり例とうてけるや
河原にみえうしなひてもとよりの
みちのかたをたづねもとめ給ふ
建道のうへの布草に錦をぬきかけたる
むしのこゑをきけてみはべる所
のうへにあさ霧のうすくたちこめ
鶴をたづねてはるばるとまいりぬ
沛記延喜八年五月廿八日後神泉苑西

掖門入御坪殿尤大臣仰令捕池魚尤
門脊清經朝臣捧所捕得魚奉覧則御前
料理供膳餘給侍臣　右赤門俎魚武周御膳四府
此時騎射小よ度ハ　之所一両人陪下間給臣下
同十八年二月廿日入神泉苑東門至馬場
下輿此間右赤門以網捕池魚付御厨之所
調供又南屏幔下調給侍臣不及酉一刻
競馬
同年十月八日幸朱雀院為院造作及
御覧之尤赤門脊藤原朝臣請捕魚俎尤

赤門官人平門部令平網参入施網前
池得鯉鮒十餘尻於御前調供又於東
砌下調給侍臣

御門の後のきりとあるかやしらとつくて
みをそなりの行の幸と
朝覲行幸あり帛袷とたてて上皇と称し
給へ幸あり
みこのもちかんのもちのもとの御まけをつく
しきこの所
王卿取獻物幸をつくるや折櫃菊物

こうしきさゝ海より流れ出る白
糸乃雲よ海の面の蔓渕あさ世乃かつらそ乃ゝ
久里ゝ雲乃上てみ乃蔓に庫早ゝとあやまれる
わきをとさきあるゝ風のうへみえまゝ
御みられわる海より引きをとさらはし
上りみえ乃利
あとゝきわりきとゝ行ゝゝとゝえひう先
白椽よ二色ありあとゝきゝ文行りきい赤
色ゝとゝよ行ゝゝみいつ乃ゝよ此名をえ
乃利ゝゝ乃ゝ乃車くゝに華帝乃紫
赤をゝうたいあり色りとゝ下ゝゝれ右
ハ青色りゝびゝゝ乃下ゝゝ野行幸にし
た乃雲尉い赤文右い青色とゝ海四幸乃
巻り三所ゝゝゝりめ河海ゝゝゝゝ山服
の幸門宴なゝれ例とのをれゝいきに
いけゝゝゝ幸ゝいんや水原物お流
ゝみかあやまりゝ
乃ゝきゝゝとゝ乃ゝりまひつ
小楽ゝゝ乃利
楽所なゝゝゝゝゝゝゝ

示屋乃用ニ之ト及ル事ニ之れい太鼓鉦鼓
をもし乱聲なしあきいをもしこ之れ
ら屋乃御前ひらくもりあゑん乃たてのぐ
ともそ

御記延喜八年節會雅楽寮立樂後
召和琴宇治法師書司唱哥於本座奏之